

## 令和6年度(2024年度)第1回熊本県行政文書等管理委員会議事録

1 日時 令和6年8月21日(水)10時～10時25分

2 会場 県庁本館9階 行政不服審査会室

3 出席者 【オンライン】

委員5名(澤田委員、田口委員、福嶋委員、森委員、吉見委員)

【行政不服審査会室】

事務局7名(総務部総務私学局 枝國局長、県政情報文書課 坂本課長、福田審議員、山部主幹、木庭参事、徳永参事、田中参事)

公安委員会3名(那須室長、野原補佐、係長1名)

県警本部1名(広報県民課 横野補佐)

4 議 事 以下のとおり

発言者	内 容
事務局	開会宣言 枝國局長挨拶 定足数確認
議題(1) 熊本県行政文書管理規程の一部改正について	
澤田会長	それでは、今年度第1回目ということで進めさせていただきたいと思えます。 今回は、報告事項がメインでございますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次第に従いまして議事に入らせていただきます。 まず、議題(1)の行政文書管理規程の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料1-1 ～ 資料1-2 により説明。
澤田会長	はい、ありがとうございました。 ただいま、事務局の方から説明をいただいたところです。 ただいまの説明に関しまして、何か御質問、あるいは確認事項等ございましたらよろしくお願いいたします。
澤田会長	すいません、私の方からよろしいですか。 電子署名というのが、県では既に電子署名というものを導入しているということでもいいのか、県の署名する電子署名というのは、いわゆる決裁の押印とか、そういうものの意味合いを指しているのかどうか。 また、今回は、その契約上の電子署名は、別のサービス事業者がやるから、この電子契約には含まれませんよという話なのか。 その辺りを教えていただいてよろしいですか。

発言者	内 容
事務局	<p>電子署名の導入自体は、熊本県として既に導入しております。決裁というよりは、熊本県が作った文書であるという証明を添付するような形になります。</p> <p>現行では、例えば、「電子入札サービス」で、落札者に通知をする際に電子署名を行っており、これは、県が地方公共団体組織認証基盤による電子署名をしているものになります。</p> <p>今回導入する「電子契約サービス」では、「サービス事業者」が、この契約書は、熊本県と業者の双方が認めた契約書であるという署名を行うという形になるので、県が行う電子署名ではないということで、県が定めている電子署名規程の対象ではないという判断をしております。</p>
澤田会長	<p>分かりました。そしたら、今回の話は、契約の話だと思いますけれども、電子入札システムとかで、例えば落札者が決定して、あなたが落札しましたよという通知を送る際には、県の電子署名がくっついて、その業者さんと契約を交わすときには、第三者の(提供するサービスによる)電子署名がくっつくみたいなの、そんなイメージですかね。</p>
事務局	<p>契約書については、第三者である「サービス事業者」の署名がつくという形になります。</p>
澤田会長	<p>なるほどですね。分かりました。理解が不十分ですみません。他、いかがでしょうか。</p>
吉見委員	<p>すいません。吉見から質問させていただいてよろしいでしょうか。</p>
澤田会長	<p>お願いいたします。</p>
吉見委員	<p>新旧対照表の39条の「新」のところですが、改正予定の内容については、「電子契約サービス」による電子署名を除いた電子署名の手続きについて定めていると思うのですが、ここで除かれている「電子契約サービス」による電子署名を求める場合には、その手続きは会計規則に定めてあるということでしょうか。</p>
事務局	<p>それに関しましては、今、まだ会計課と詰めている段階です。ここに記載がまだできてない状況ですが、アップロードする人、アップロードされたものが間違いないかどうかを確認する人、最終的にそれを間違いないということで責任者として承認する人、という3人が関わってくる必要があります。それをどなたにするか、事務処理上、あまり煩雑になってはいけないため、まだ会計課と協議をしている段階であり、こちらからは省かせていただいております。</p>

発言者	内 容
吉見委員	その場合は、熊本県行政文書管理規程を改正するという形ではなくて、新しく何か規則を作るような感じになるのでしょうか。
事務局	今のところ、要綱を考えているというふうに聞いております。
吉見委員	要綱を作るという方向なのですね。分かりました。教えていただきありがとうございます。
澤田会長	はい、ありがとうございました。他は、いかがでしょうか。
委員一同	(質問意見等無し)
澤田会長	それではですね、文書規程の改正ということで、まだ検討中の部分もあると思いますので、その辺りと不整合の起こらないようにすり合わせをしながら進めていっていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。
事務局	承知しました。
澤田会長	はい。ありがとうございました。続きまして、議題(2)熊本県公安委員会行政文書管理規則の一部改正について、説明をお願いいたします。
議題 (2) 熊本県公安委員会行政文書管理規則の一部改正について	
公安委員会	資料2-1 ~ 資料2-2 により説明。
澤田会長	はい、ありがとうございます。ただいま公安委員会から御説明いただいたところでございますが、この件に関しまして、何か御質問、お尋ね等はございますか。これもすいません、私からお尋ねしてよろしいですか。これは、昨年、県警の方がこのシステムを導入され、それに倣って、公安委員会も同じようにやりますよという話ですか。そういう理解でよろしいですか。

発言者	内 容
公安委員会	はい。
澤田会長	はい、分かりました。 公安委員会もそれに倣ってということかと思えますけども、逆に公安委員会は、これまでその文章を管理できるパソコンがなくて、全部紙決裁だったということで、ようやく整ったという感じですか。
公安委員会	公安委員が使用できる端末の整備ができていなかったものから、その整備にちょっと時間がかかったというところがあります。
澤田会長	なるほどですね、ようやく整備されたということですね。 分かりました。ありがとうございます。 他に、質問等はございますか。
委員一同	(質問意見等無し)
澤田会長	はい。それでは、公安委員会も、県警と同様に取扱いを行いますということですので、原案どおり了承という形にさせていただきたいと思えます。 どうぞよろしくお願いいたします。
澤田会長	それでは、何か委員の皆様から、この際御質問、御意見等はございますか。
委員一同	(質問意見等無し)
澤田会長	それでは、本日の議題につきましては全て終了ということで、事務局に進行をお返ししたいと思います。 円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。
事務局	これで本日の会議を終了させていただきます。 ありがとうございました。